

## 桜井市条例第 1 号

### 桜井市政治倫理条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者(以下「市長等」という。)並びに市議会議員(以下「議員」という。)の地位が市民の厳粛な信託によるものであることと認識し、市民全体の奉仕者として人格の向上と倫理の確立に努め、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、あわせて市民も市政に対する正しい認識及び自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### (市長等及び議員の責務)

第 2 条 市長等及び議員は、市民の代表者として市政に関わる役割及び責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第 3 条 市民は、主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

#### (政治倫理基準)

第 4 条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市及び市の出資法人等(市が資本金、基本金その他これらに準ず

るものを出資している法人及び市と密接な関係にあると認められる人をいう。以下「市等」という。)が行う工事等の請負契約(下請工事の請負契約を含む。)、業務委託契約、物品納入契約その他の契約(以下「請負契約等」という。)に関して特定の業者を推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。

(4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使用するよう働きかけ若しくはその疑いをうける行動をとらないこと。

(5) 市等の職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。

(6) 市等の職員の昇格、異動等の人事について関与しないこと。

(7) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせないこと。

(誓約書の提出)

第5条 市長等及び議員は、その職に就任後速やかに市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長(以下「議長」という。)に、この条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(請負契約等に関する遵守事項)

第6条 市長等若しくは議員が役員をしている法人、市長等若しくは議員が実質的に経営に携わっている法人その他の法人(個人が経営し、又は運営するものを含む。以下「法人等」という。)又は市長等若しくは議員の配偶者若しくは1親等の親族が経営する法人等は、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。

2 前項に規定する実質的に経営に携わっている法人等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市長等又は議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等
  - (2) 市長等又は議員がその経営方針又は主要な取引に関与している法人等
- 3 市長等及び議員は、第1項の規定により辞退するときは、市民に疑惑の念を生じさせないように、責任をもって、辞退届を提出するものとする。
  - 4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日（任期開始の日後に第1項及び第2項に規定する事実が発生した場合にあっては当該事実が発生した日）から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。
  - 5 議長は、前項に係る辞退届が提出されたときは、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。
  - 6 市長及び議長は、第3項の辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

（審査会の設置等）

- 第7条 市長は、第10条の規定による有効な審査の請求があつたときは、これを審査するため、附属機関として桜井市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、委員7名以内で組織する。
  - 3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、市長及び議長が協議のうえ委嘱する。
  - 4 委員の任期は、第9条に規定する意見書の提出までとする。
  - 5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

(委員の守秘義務等)

第 8 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

2 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の職務)

第 9 条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 次条第 1 項に規定する市民（市内に住所を有する者。同条及び第 12 条において同じ。）の調査請求について調査し、意見書を市長及び議長に提出すること。

(2) この条例による政治倫理の確立を図るため、市長及び議長の諮問を受けた事項について調査し、答申し、又は建議すること。

(市民の調査請求権)

第 10 条 市民は、次に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市民の 100 分の 1 以上の連署とともに、文書で市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

(1) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 請負契約等に関する遵守事項に反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求があつたときは、市長又は議長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、当該調査を求められた日から 60 日以内に調査結果について意見書を作成し、市長又は議長に提出しなければならない。

- 4 市長又は議長は、請求者に対して、意見書の写しを速やかに送付するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。
- 5 市長又は議長は、意見書の要旨を広報紙等で公表しなければならない。
- 6 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市長等及び議員の協力義務)

第11条 市長等及び議員は、審査会からの要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第12条 市長等及び議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪(以下これらを「職務関連犯罪」という。)により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該市長等及び議員は、逮捕され、又は勾留されている場合を除き、市長又は議員にあっては議長に対し、議長にあっては副議長に対し、副市長、教育長及び水道事業管理者にあっては市長に対し、市民に対する説明会(以下「説明会」という。)の開催を求めなければならない。この場合において、当該市長等及び議員は、説明会に出席し、説明しなければならない。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第18条に規定する選挙権を有する者の50人以上の連署をもって、当該市長等又は議員が起訴された日から60日以内(法第74条第7項に定める期間を除く。)に、市長又は議長に説明会の開催を請求することができる。

3 市長及び議長は、前項の規定による請求があったときは、当該市長等及び議員が逮捕され、又は勾留されている場合を除き、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該市長等及び議員は、説明会に出席し、説明しなければならない。

4 市民は、説明会において、当該市長等及び議員に質問することができる。  
(職務関連犯罪による有罪判決後の説明会)

第 13 条 前条の規定は、市長等及び議員が職務関連犯罪による有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。この場合において、同条第 2 項中「起訴された日から 60 日以内」とあるのは、「有罪判決の宣告を受けた日から 30 日を経過した日以後 30 日以内」と読み替えるものとする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第 14 条 市長等及び議員が職務関連犯罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、当該市長等及び議員は、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続をとらなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。